

馴、亦物性也、合葷食人熱病合生薑食損齒

〔古語拾遺〕昔在神代、大地主神營田之日、以牛糞食田人、于時御歲神之子、至其田睡饗而還、以狀告父、御歲神發怒以蝗放其田、苗葉忽枯損似篠竹。

〔日本書紀神武三〕戊午年八月乙未、弟猶大設牛酒以勞饗皇師焉。

〔古事紀傳十九〕設牛酒と書れたるは、漢籍に倣へる潤色の文なり、戎國にてこそ、かゝる饗などにも牛肉を主とはすれ、皇國にては、古も今もさらに無きことなり、天武天皇の御世に、牛馬肉を食ふことを禁められしは、やゝ後に民間などにては、食し者もありたらむ、上代にはさらにさることなし、縦ひ食し者は稀々ありしにもあれ、かゝる大御饗などに用ひしことは、決て無きことなり、ゆめ虛文にな惑ひそ。

〔日本書紀皇極二十四〕元年七月戊寅、群臣相謂之曰、隨村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神、或頻移市、或禱河伯既無所効、○下略

〔類聚三代格十二〕太政官符

應禁制牛用祭漢神事

右被右大臣宣傳、奉勅如聞諸國百姓、殺牛用祭、宜嚴加禁制、莫令爲然、若有違犯、科爲殺牛罪、

延暦十年九月十六日

〔傍庸後篇〕以牛祭神

神祇正道に於ては、牛馬犬猿雞は人に畜はれ、人の用をなす故に、繼ぎて産死の穢あり、食料は甚しき穢惡なり、後漢書に以牛祭神とあり、廣州記に、殺牛取血、和泥塗石牛背祀とあり、これら神も眞の神にあらず、牛馬も穢とせざるなり、天竺にては雨を祈るに、以牛糞塗場地、以牛乳酪食法師といへり、皇朝にては、甚しき穢として、いみさくる故に、牛肉を田人に食しめたる時に、御歲神い